

令和5年1月16日
内閣府民間資金等活用事業推進室

1. 背景

「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和4年改定版)」(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)において、PPP/PFI が自律的に展開する基盤の形成に向けて、公共施設等の整備等を行う際に PPP/PFI 手法を優先的に検討することを定める優先的検討規程の策定・運用の支援を行うこととしています。特に、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改定版)」(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、令和5年度末までに優先的検討規定を策定するよう地方公共団体に対して要請[※]がなされたところです。(※内閣府・総務省通知「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」(令和3年6月21日))

この度、優先的検討規程を策定し、その規程を運用して、実際に PPP/PFI 案件を形成、事業として進捗させようと計画している地方公共団体を募集し支援します。

2. 募集対象

以下のいずれかに該当する地方公共団体

- (1) 優先的検討規程を令和5年度末までに策定予定
- (2) 優先的検討規程を策定済みで運用改善を図ろうとするもの

3. 支援内容

内閣府が委託したコンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、又は、実際に事業化することを念頭に PPP/PFI 手法の導入を検討する具体の事業(以下、「対象事業」という。)に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援します。

【規程の策定、運用に係る支援内容(例)】

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等における PPP/PFI の基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の類似事例における PPP/PFI 手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供 等

支援開始は6月頃を予定し、支援期間は令和5年度内とします。当該支援事業に係る費用は全額内閣府が負担します。

4. 募集期間

令和5年1月16日（月）～3月3日（金）12時

5. 提出方法

別添の応募様式に簡潔・明瞭に記入の上、添付する参考資料を含め電子メールにて御提出ください。

（提出先及び問合せ先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館14階

内閣府民間資金等活用事業推進室 神田、片岡、西野

TEL : 03-6257-1655

E-mail : 上記電話番号にまずお問合せください

6. 支援対象の選定

提出いただいた応募様式の記載事項等を基に、内閣府において、案件の具体性等を総合的に勘案し支援対象を選定します。（なお、御応募いただいた案件又は取組自体の評価を行うものではありません。）特に、以下の（1）～（3）の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- （1）人口20万人未満の地方公共団体
- （2）優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- （3）今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業※がある地方公共団体

※ただし、導入可能性調査開始前の検討段階の事業に限る。

必要に応じ、追加の資料提出等をお願いする場合があります。また、資料提出後に、WEB会議システムを活用したヒアリングの実施する場合があります。

選定結果は決定後お知らせします。

7. その他留意事項

- （1）支援実施に際し、資料提供等を求めることがあります。
- （2）提出いただいた応募様式等については、返却しませんので御留意ください。
- （3）支援の成果については、他の地方公共団体等における検討の参考とするため横展開していくことを想定しています。調査結果について公表されることを前提に応募してください。
- （4）支援の終了後も引き続き、当該案件又は取組の進捗状況についての報告を求める等、PPP/PFI推進に関する必要な業務に御協力いただく場合があります。
- （5）不明点がある場合には、「5. 提出方法」の問合せ先にお問い合わせください。

(別添)

令和5年度 優先的検討運用支援 応募様式

| | | |
|---|--|---|
| 応募主体 の名称 | | |
| 連絡先 (担当者) | (部 署) (担当者名) (住 所) (電 話) (Eメール) | |
| 優先的検討規 程の策定状況 | ●年●月策定予定 | |
| 優先的検討規 程の策定又は 運用にあたっ ての課題 | | |
| 過去5年間の 主なPPP/PFI 導入実績 | ●●事業 (PFI 事業) ●●事業 (指定管理者制度) | |
| 規程を運用し て進捗を図る 具体案件の概 要 (※該当す る案件があれ ば記載) | 検討事業 ① | ●●事業 ※事業概要 (施設の用途、施設規模、スケジュール、課題等) に ついて記載できる範囲で記入してください。 |
| | 検討事業 ② | |
| | 検討事業 ③ | |
| | (注意) 3つ全てを埋める必要はありません。不足する場合は追加してください。 | |
| 各種計画等 における当 該事業の位 置づけ、方 針等 | ※当該事業に係る上位計画や、当該事業に係る基本構想・基本計画など各種 計画における当該事業の位置づけを記入して下さい。 また、当該事業に 関わらずPPP/PFIの活用等を推進している場合は、その旨記入して下さい。 | |
| 支援を希望 する事項 | ※内閣府にどのような支援を希望するのか、また、支援に当たり、特徴的な 点や留意して検討すべき点があれば、具体的に記入してください。 | |
| その他 | ※特筆すべき事項がありましたら記入してください。 | |

※必要に応じ、参考資料を添付してください。

※枠の大きさは適宜変更してください。